

プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権の侵害は防げるのか

サイバー警察局新設と警察情報管理システムの合理化・高度化 (2022.3.7原田)

3月2日衆議院内閣委員会は、8項目の附帯決議とともに警察法改正案を可決し、翌3月3日本会議で可決されました。「重大サイバー事案の捜査にあたっては、プライバシーの権利、通信の秘密等の基本的人権を不当に侵害しないようにすること」が附帯決議されています。しかしそれを実効性ある措置とするために何を行うのか、実効ある措置がとれるのか、衆議院の審議では明らかになっていません。

▼警察庁内の情報を一元化し民間事業者や海外治安機関と連携するサイバー警察

警察庁のサイバーセキュリティ政策会議2021年度報告書では、サイバー局は、各種サイバー情報の一元的集約・分析、サイバー事案に関する効果的な対策・連携の実施、海外治安機関等との緊密な連携等を担い、サイバー隊は、現行の都道府県警察のみによる捜査を補完し、国の機関として自ら国際共同オペレーションや重大サイバー事案の捜査を担うとされています。

これら新組織は、実空間と公共空間としてのサイバー空間とが融合したデジタル社会においても安全・安心を実現するため、これまで分散していた警察庁内のリソースを一元化し、「刑事部門、生活安全部門、交通部門、警備部門などの警察の既存部門と連携し、警察組織全体でサイバー空間・実空間の両者にわたり隙間なく脅威に対処」するとともに、民間の多様な主体との協力、海外治安機関等と連携した国際捜査を推進するとしています。

そのためこの新組織は、

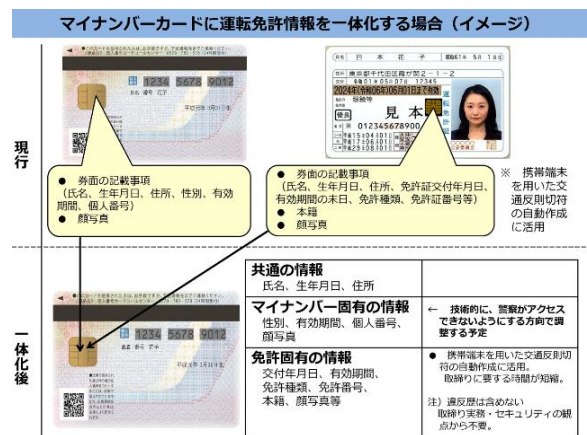
- 1) 令和4年度中に、警察庁サイバー局と生活安全、刑事、交通、警備局等他部門との間に、**情報共有、政策立案に係る相互支援、技術的な助言・支援等を行う連携体制を構築**
- 2) サイバー空間の越境性に対し実効的な取組を進めるための「国際連携・対応の強化」
- 3) 実態を把握し新たな技術・サービスに対応する「実態把握と社会変化への適応力の強化」
- 4) マルチステークホルダー・プロセスに基づく「社会全体でつくる安全・安心」を当面の課題として取り組もうとしています。

▼都道府県警察の情報を集約する警察情報管理システムの合理化・高度化

警察庁のデジタル中長期計画(2020~2024年度)の主な取組は、運転免許業務と警察情報管理システムの合理化・高度化です。

3月4日閣議決定された道路交通法改正案では、希望者に運転免許情報(特定免許情報)をマイナンバーカードのICチップに記録できるようにするとともに、運転時は運転免許情報が記録されたマイナンバーカードまたは運転免許証を携帯しなければならない、としています。

昨年12月に決定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」では、2024年度末に運

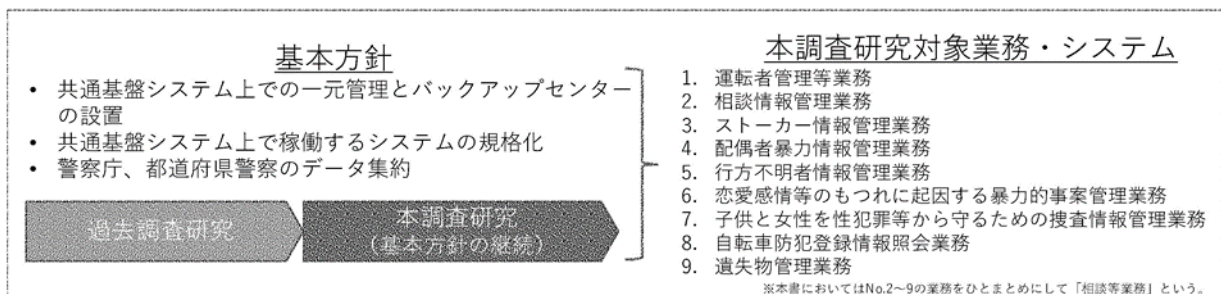


転免許証とマイナンバーカードの一体化を開始する予定で、これに先立ち警察庁及び都道府県警察の運転免許の管理等を行うシステムを2024年度末までに警察庁が整備する共通基盤（警察共通基盤）上に集約することになっています。

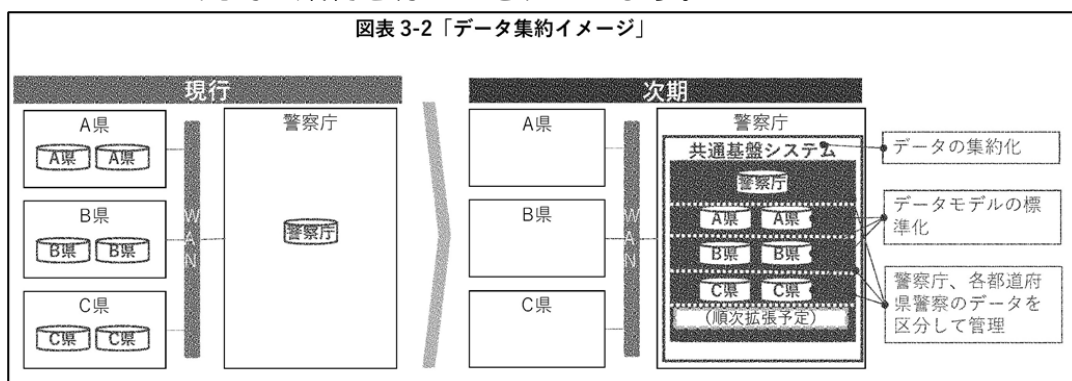
現在の警察情報管理システムは、警察庁・都道府県警察が個別にシステム整備し、データ標準化が不十分なため、警察庁において警察庁及び都道府県警察が活用する共通基盤を整備し、他のシステムとの連携も含めた警察情報管理システム全体の合理化・高度化に取り組むとしています。

▼警察庁が整備する「警察共通基盤」とは

アクセンチュアが行った「警察庁情報管理システムの合理化・高度化に関する調査研究業務」の2020年度報告書概要では、警察組織のガバナンス強化のため共通基盤システムに運転者管理業務と相談の計9業務のプログラムや主要データを集約し一元管理してデータ標準化によりシステム間の連携強化を図り、将来的には9業務以外も集約する予定です。



共通基盤システム上では警察庁及び各都道府県警察のデータをそれぞれ区別された状態で管理し自都道府県警察以外のデータを許可なく参照及び更新できない仕組みにするものの、全国共有が可能なデータや警察庁への送受信が必要なデータについては、警察庁が管理するデータとして一元的に集約を行うとされています。



▼警察における個人情報管理・利用・提供に対する市民による監視を

1月18日名古屋地裁は警察情報の保有について、2月21日岐阜地裁は警察情報の提供に対して、違法とする判決を下しました。サイバー警察局・サイバー特捜隊により整備される情報システムや開発される情報技術が対象としているのは、私たちの市民生活です。2021年5月の個人情報保護法制改正により行政機関も個人情報保護委員会の対象となり、捜査機関が保有する捜査情報に含まれる個人情報の取扱いも委員会の監視対象ですが、現状の個人情報保護委員会の体制・姿勢ではまったく実効性が期待できません。

このままではサイバー犯罪よりもサイバー警察が市民生活の脅威になりかねません。